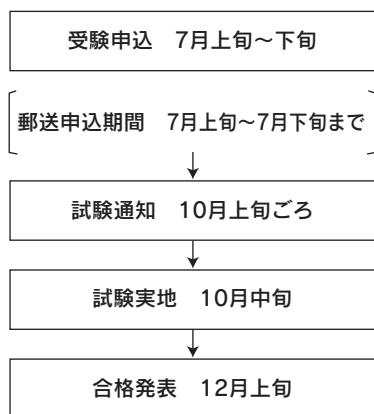


国土交通大臣交付

宅地建物取引主任者試験

宅地建物取引主任者の資格取得まで



★試験日時

試験日 10月中旬
試験時間 13:00～15:00 (2時間)

★試験内容

宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第8条に定める以下の事項

1. 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関する事。
2. 土地及び建物についての権利の変動に関する法令に関する事。
3. 土地及び建物についての法令上の制限に関する事。
4. 宅地及び建物についての税に関する法令に関する事。
5. 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関する事。
6. 宅地及び建物の価格の評定に関する事。
7. 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関する事。

★試験科目の一部免除

国土交通大臣から登録を受けた登録講習機関が行う講習を受講し、その修了試験に合格し講習修了者証の交付を受けた者で、合格した日から3年以内に行われる宅地建物取引主任者資格試験について、試験の一部（5問）が免除になります。

（宅地建物取引業法第16条第3項）

- ★受験手数料 7,000円
- ★受験受付期間 7月上旬～7月下旬まで
- ★試験形式 4肢択一式の50問の筆記試験
- ★合格ライン 6割（30問）～7割（35問）
- ★合格発表 12月上旬ごろです。



問い合わせ先 試験及び受験対策講座については

九州不動産専門学院

〒810-0001 福岡市中央区天神1-3-38

電話 **0120-09-4341**

宅建登録講習

「登録講習」は、宅地建物取引業法第16条第3項の規定に基づき、九州不動産専門学院が国土交通大臣から登録を受け、登録講習機関として、「宅地建物取引業に従事する方」に対し「宅地建物取引業務の適正化」及び「資質の向上」を図るために実施する講習です。



「通信講習」「講義（スクーリング）」を受講し、「修了試験」に合格すると、合格した日から3年以内に実施される宅地建物取引主任者資格試験の一部（5問）が免除されます。

受講資格

宅地建物取引業に従事している方（勤務年数は問いません）
 ※受講途中で宅建業の従事者でなくなった場合は、受講資格を失います。
 ※宅地建物取引業法第48条に基づく従業者証明書のコピーが必要です。
 ※入社・転勤等により、受講申込時に勤務先の勤務証明書で申込された方は、通信講習開始日までに従業者証明書のコピーを提出して下さい。

講習のスケジュール

- 受講申込
- 通信講習
 - テキストによる自宅学習
 - 課題提出（4肢択一問題20問）
- スクーリング 修了試験実施
- 修了試験合格者に「登録講習修了者証明書」交付
- 宅地建物取引主任者資格試験受験申込
- 宅地建物取引主任者資格試験受験

宅建登録実務講習

宅地建物取引主任者資格試験に合格した後、宅地建物取引主任者資格登録をするには、原則として宅地建物取引に関する実務経験が2年以上必要です。もし実務経験がない場合は、登録実務講習を受講する必要があります。



九州不動産専門学院は、「登録実務講習機関」として国土交通大臣の登録を受けましたので、本学院で「通信講習」「演習（スクーリング）」を受講し、「修了試験」に合格すると、登録実務講習修了証が交付され、宅地建物取引主任者資格登録を受けることができます。

受講資格

宅地建物取引主任者資格試験に合格している方
 （合格年度は問いません）

講習のスケジュール

- 受講申込
- 通信講習
 - テキスト・視聴覚教材による自宅学習
 - 課題提出（正誤式問題20問）
- 演習（スクーリング）・修了試験実施
- 修了試験合格者に「登録実務講習修了証」交付
- 宅地建物取引主任者資格登録
- 宅地建物取引主任者証交付